

平成 29 年度 豊能地域応援ファンド事業 公募要領 Ver. 1.1

1. 豊能地域応援ファンド事業の目的

豊能地域応援ファンド事業は、豊能地域の特色ある多様な地域資源を活用し、独創的な技術やアイデアによる新商品・新サービスの開発と販路開拓に取り組む域内の中小企業者を資金調達と顧客（ファン）創出の側面から支援するため、新事業展開等に係る事業計画を募集します。

「ふるさと投資」（クラウドファンディング等の手法を用いた小口投資）の活用を支援することにより、域内の中小企業者の取組を全国に発信し、全国から応援や共感を得て、新たなファンの獲得につなげることで、知名度の向上、ブランド力の向上、ひいては豊能地域の経済活性化を目指します。

また、地域間連携により各地域の強みを活かすとともに、地域の性格を形成する地域資源をさらに磨いて、地域の個性・魅力を向上させる地域産業創出を目指します。

2. 豊能地域応援ファンド事業の実施主体

【豊能地域応援ファンド事業実行委員会】

豊能地域応援ファンド事業実行委員会(事務局＝豊中商工会議所)が、豊能地域応援ファンド事業の実施主体として、支援対象事業の公募、審査・選定、奨励金の支給、事業支援などを行います。

【豊能地域応援ファンド事業実行委員会の概要】

(設置目的)

豊能地域において、「ふるさと投資」の手法を活用し、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業を創出し、産業振興をはじめ地域の活性化を図る。

(構成団体等)

能勢町商工会、豊能町商工会、箕面商工会議所、池田商工会議所、豊中商工会議所、池田泉州銀行、北おおさか信用金庫

(設置日)

平成 29 年 7 月 21 日

(事務局)

豊中商工会議所

3. 公募事業の内容

(1) 支援対象事業

豊能地域応援ファンド事業の支援対象となる事業は、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい取り組みであり、「ふるさと投資」の手法を活用して全国に発信し、さらに全国から応援や共感を得て、新たなファンの獲得につなげることで、知名度の向上、ブランド力の向上、ひいては豊能地域の活性化に資する次の事業です。

①地場産業の技術・製品を活用した事業

- ・地域資源である地場産業等の鉱工業品の技術を不可欠なものとして用いられる商品の開発、生産又は需要の開拓

②観光文化資源を活用した事業

- ・地域資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

③農林水産資源を活用した事業

- ・地域資源である農林水産物をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

④地域人材を活用した事業

- ・地域資源である人材を活かして行われるプロジェクト

⑤地域の産学官連携による事業

- ・地域の大学、研究機関又は人材との連携による新商品の開発、生産又は需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

⑥その他上記に準ずる事業

(新しい取り組みとは)

新しい事業にチャレンジする取組、或いは既に実施されている事業の発展につながる取組が支援対象であり、既に実施された取組は対象となりません。

- (例) 新事業に関連してこれから実施する取組 ⇒対象
既存事業をより発展させるためにこれから実施する取組 ⇒対象
新事業・既存事業について、既に取組を行ったもの ⇒対象外

(ふるさと投資とは)

地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支える様々な事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の自治体等の活動と調和が図られるもの。(内閣府地方創生推進事務局「ふるさと投資」連絡会議 「ふるさと投資」の手引きより)

(クラウドファンディングとは)

「クラウドファンディングは、インターネットを介して、個人から少額の資金を調達する仕組み。資金提供者が資金調達者にリターンとして何を期待するかによって、【寄付型】、【購入型】、【投資型】などに分けられる。」(内閣府地方創生推進事務局「ふるさと投資」連絡会議 「ふるさと投資」の手引きより)

(2) 事業計画の要件

- ① 豊能地域の地域資源を活用して独創的なアイデアや技術により取り組む新たな事業（新商品・新サービスの開発、新規販路の開拓、既存の経営資源を活用した新たな事業展開等）で、全国に呼び掛けることで広く共感を得るストーリー性を有し、自社のファン獲得やブランド力の向上に資する事業であること。
- ② 投資型クラウドファンディングを活用する場合、調達目標資金の規模が、概ね 500 万円から 3,000 万円程度であり、設備資金（但し、不動産登記を要するものは除く）または運転資金としての資金使途が明確であること。また、投資家特典の提供や投資家を限定とした交流事業の実施が可能であり、事業計画期間終了後も投資家等との交流を継続的に実施するビジョンを有していること。
（例）
設備資金…建物の改修、機械装置の購入・設置 等
運転資金…売上原価（原材料費、人件費等）、販売及び一般管理費 等
- ③ 事業計画期間が、原則として 1 年以上 5 年以内であり、投資型クラウドファンディング活用を前提とした事業の場合、小口投資による資金調達完了後すぐに事業を開始できること（投資型クラウドファンディングにより調達した資金については、事業計画期間内に資金の投下、回収及び投資家への分配が終了する計画であること）。また、投資型クラウドファンディングを活用しない事業の場合、選定後 2 か月以内に事業着手を予定していること。なお、事業計画期間終了後も事業継続していただくことを前提としています。
- ④ 豊能地域内に申請事業の実施拠点を有すること。もしくは事業計画期間中に豊能地域内に申請事業の実施拠点を設けること。

※投資型クラウドファンディングを前提としない事業も応募可能です。

4. 公募事業の実施主体（応募できる方）

公募事業の実施主体（応募できる方）は、次のとおりです。

- ① 豊能地域に主たる事業所等を有する中小企業者
- ② 応募時点で豊能地域に主たる事業所等を有さないが、事業計画期間中に豊能地域に事業実施拠点を設置する予定の中小企業者
- ③ 現在事業を営んでいない方で、平成 29 年 10 月末までに豊能地域において創業を予定されている方

※個人事業主も実施主体となり得ますが、投資型クラウドファンディングを活用する場合、投資家への説明責任を果たすために公認会計士の監査等が必要となるため、投資対象事業と個人財産との経理区分を明確にしておくことが前提となります。

※NPO 法人、ボランティア団体、財団法人、社団法人、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、国立大学法人・公立大学法人および学校法人、商工会・商工会議所、法人格を有しない任意団体、商店街振興組合等は対象外です。

（中小企業者とは）

「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年 7 月 22 日法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者とします。（次ページ参照）

<参 考>

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5. 応募資格・要件

公募事業の実施主体のうち、次に掲げるものは、応募する、または審査を受けることができません。

①次の方は応募することができません。

ア. 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税（個人事業主の場合、直近3年度の所得税、消費税及び地方消費税）を完納していないもの

イ. 地方税に係る徴収金を完納していないもの

ウ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立がなされているもの、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされているもの

エ. 宗教活動や政治活動を目的にしているもの

オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当するもの、大阪府暴力団排除条例施行規則第3条に規定されている暴力団密接関係者に該当するもの、及びこれらの利益となる活動を行うもの

②次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア. 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ. 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ. 応募受付後に①の項目に該当することが判明した場合

エ. その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

③投資型クラウドファンディングの活用を前提として応募された方は、採択された場合には必ず当実行委員会が指定する指定事業者（ミュージックセキュリティーズ株式会社 第二種金融商品取引業者 関東財務局（金商）第1791号、内閣府「ふるさと投資」連絡会議構成員）が提供するプラットフォームを活用していただくこととなります。当実行委員会指定の投資型クラウドファンディングプラットフォームを活用されない場合は、採択が取り消されます。

④応募時点で創業前の方が採択された場合、平成29年10月末までに創業できなかった場合は、採択が取り消されます。

- ⑤豊能地域内に事業実施拠点を設けることを前提に採択された方が、事業計画期間中に豊能地域内に事業実施拠点を設けなかった場合は、奨励金相当額の返還請求を行います。

※第二種金融商品取引業…金融商品取引法第2条第2項に規定する有価証券の売買、売買の代理、ファンド持分の募集、私募、その取扱い等を行うことができる者として金融庁に登録されている事業者をいいます。

6. 支援内容

採択された事業に対する支援は、下記のとおりです。

支援の範囲	<p>①採択された事業計画の期間中において、採択事業の事業化に向けて、実行委員会構成団体が適宜フォローアップを行います。</p> <p>②選定委員会において決定した奨励金の支給を行います。</p> <p>③投資型クラウドファンディングの活用を前提とする事業が採択された場合、指定事業者への推薦書を交付します。</p>
奨励金対象経費	<p>A. 投資型クラウドファンディングの活用を前提とする事業が採択された場合、支援事業の実施により、小口投資の募集開始に至った時点までに必要となる次の経費に相当する額を奨励金として支給します。</p> <p>①指定事業者が実施する出資対象事業としての適正性に関する評価調査（事業適正評価調査）に要する経費</p> <p>②匿名組合契約により小口投資を募集するために必要となる小口投資取扱ホームページの開設及び契約システム等の利用に要する経費</p> <p>B. 投資型クラウドファンディングの活用を前提としない事業が採択された場合、あるいは、選定委員会に於いて投資型クラウドファンディングを活用することが適当でない判断した上で採択された場合は、採択事業の実施に向けた経費の一部として選定委員会が妥当と認める金額の奨励金を支給します。</p>
奨励金上限額	500 千円（1 事業あたり）
奨励金支給方法	<p>①「奨励金対象経費 A」の場合、原則として、クラウドファンディングの組成決定時に、当実行委員会事務局から指定事業者に支払う形で支給します。</p> <p>②「奨励金対象経費 B」の場合、採択事業者が指定する金融機関口座（採択事業者名義のものに限ります）に振り込む形で支給します。</p>

（奨励金の予算額等）

- ・平成 29 年度の奨励金の総額は 200 万円を上限とします。
- ・支援対象としてふさわしい事業の応募がない場合は「対象なし」とすることがあります。

7. 支援決定後の経費負担

投資型クラウドファンディングの活用を前提として採択された事業が、小口投資の募集開始に至った場合、その初期費用の一部を前記「6. 支援内容」のとおり奨励金として支給しますが、ファンド運用期間中のランニングコストについては、当該採択事業者の負担となります。必要となる経費は指定事業者が定める料金規定によりますが、概ね以下の経費が必要となりますので予めご了承下さい。

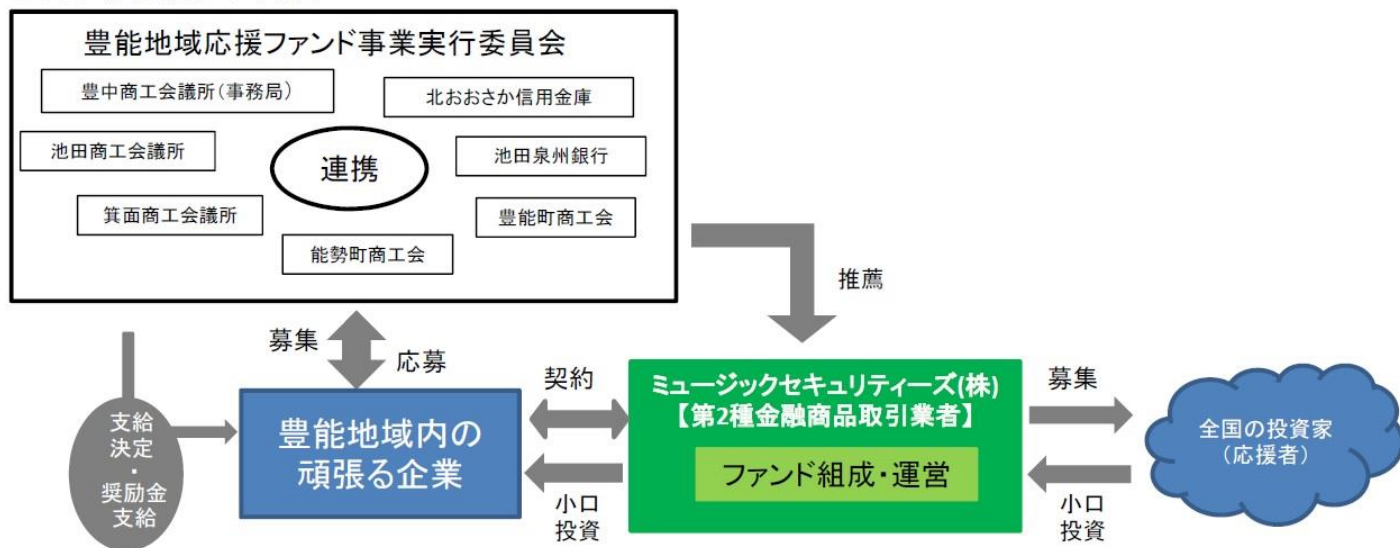
費用項目	内容等	概算金額（税抜）
匿名組合運営費	ファンド運営に関する問い合わせ対応、投資家への事業状況報告サポート、投資家への分配手数料 等	資金調達額の2%/年 ※ファンド運用期間中（1～5年）は毎年必要
投資対象事業の監査経費	資金使途・売上金額の監査等、分配明細書の作成 等	初年度 150 千円、2 年目以降 100 千円/年 ※ファンド運用期間中（1～5年）は毎年必要
成功報酬	匿名組合契約の終了 等	実績と事業計画に応じて事業者ごとにファンド組成時に決定。
その他	標準規格以上のチラシやホームページを作成する場合 等	内容により個別に経費が計算されます
※上記の他、投資家特典に係る各種諸経費、設定した分配比率による売上の一部の投資家への分配等については事業者の負担となります。		

※小口投資 …中小企業者と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を募集するクラウドファンディングのうち、ファンド運営業者を介して、投資家と中小企業者との間で匿名組合契約を締結し、投資と分配を行う投資型クラウドファンディングをいいます。

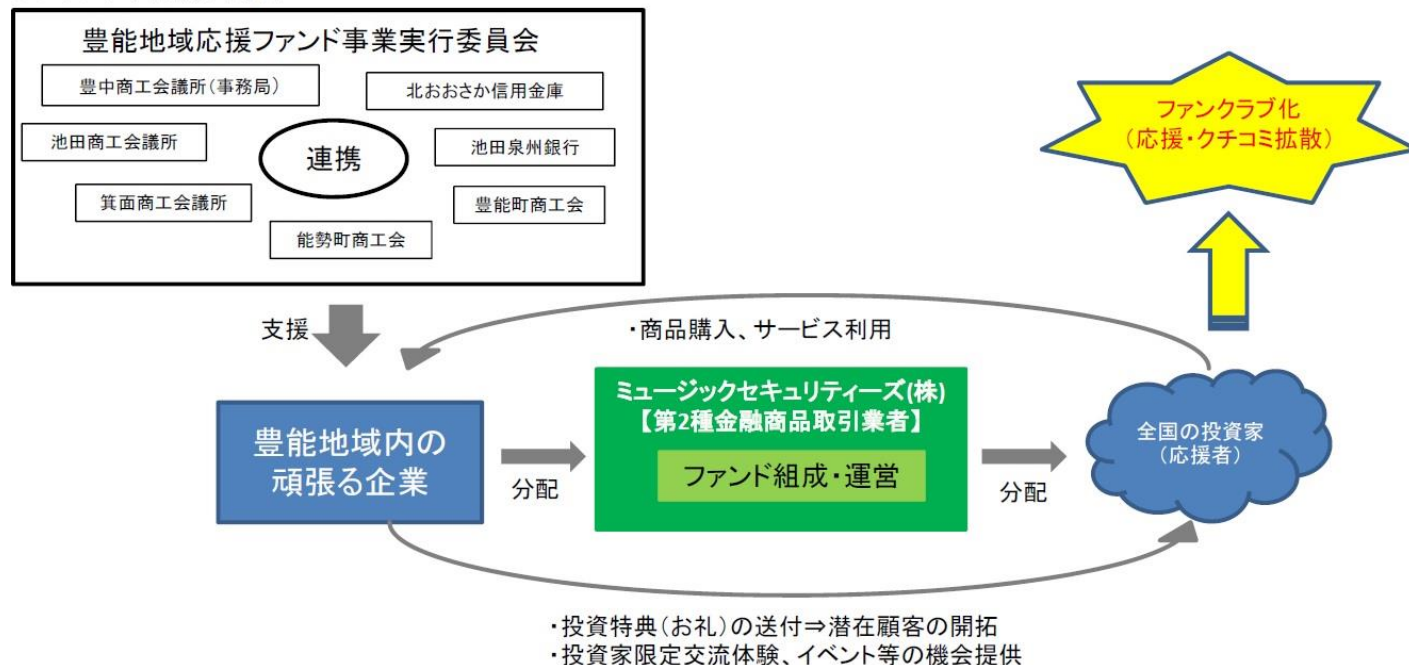
※匿名組合契約…「当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」契約（商法第 535 条）で、投資家が表に出ず、また投資リスクが投資額に限定されるため、資金が集まりやすい利点があります。

【投資型クラウドファンディング活用のイメージ】

●ファンド組成までの流れ



●ファンド組成後の流れ



8. 応募方法

次の提出必要書類を、下記の「公募要領配布および応募受付窓口」のいずれかまで、持参の上、提出してください。

なお、書類の作成については、事業所所在地の商工会議所・商工会へご相談ください。

(提出必要書類)

- ① 応募申請書（応募様式第1号）
 - ② 事業計画書（応募様式第2号）
 - ③ 誓約書（応募様式第3号）
 - ④ 個人情報の取り扱いに関する同意書（応募様式第4号）
 - ⑤ 応募することができないものに該当しない旨の申立書（応募様式第5号）
 - ⑥ 承諾書（応募様式第6号）（投資型クラウドファンディングを活用する場合）
 - ⑦ 上記①～②の電子データを保存した電子媒体（CD-R、USBメモリ等）
 - ⑧ 補足説明資料（様式自由、A4サイズ）
 - ⑨ 添付書類
 - ア. 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3ヶ月以内）、個人の場合は印鑑証明書（3ヶ月以内）
 - イ. 直近3期分の決算関係書類（財務諸表、確定申告書又は納税（課税）証明書）
（決算期が3期に達していない場合は全期分）
直近決算月から半年以上経過している場合は、直近の試算表
 - ウ. 事業や法人を紹介するパンフレット等
- ※ 応募様式第1号～第6号、登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、納税（課税）証明書は原本1部、電子媒体は1個、その他の書類はコピー1部を提出してください。
- ※ 提出いただいた書類・電子媒体は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(公募要領の配布)

公募要領及び応募申請書等の様式については、平成29年7月31日（月）午後2時から平成29年8月25日（金）（土・日曜日、祝祭日、その他各商工会・商工会議所の休業日は除く、午前9時から午後5時）までの間、下記窓口において配布しています。

また、下記のホームページからもダウンロードできます。

http://www.ooaana.or.jp/bas/fund/toyono_fund/

(応募受付期間)

平成29年8月16日（水）午前9時から平成29年8月25日（金）午後5時まで
（土・日曜日は除く）（各日の受付時間は午前9時から午後5時まで）

(公募要領配布および応募受付窓口)

- ・ 能勢町商工会（豊能郡能勢町大里142番地 TEL 072-734-0460）
- ・ 豊能町商工会（豊能郡豊能町余野1008番地 TEL 072-739-1647）
- ・ 箕面商工会議所（箕面市西小路3丁目2番30号 TEL 072-721-1300）
- ・ 池田商工会議所（池田市城南1丁目1番1号 TEL 072-751-3344）
- ・ 豊中商工会議所（豊中市岡町北1丁目1番2号 TEL 06-6845-8006）

(豊能地域応援ファンド事業公募説明会の開催)

8月 3日(木) 午後6時～午後8時

8月 9日(水) 午後2時～午後4時

※会場は豊中商工会議所(阪急岡町駅西出口スグ)

※両日とも同じ内容です。

なお、上記日時にご都合がつかない方は、公募要領の配布期間中、本公募事業にかかる説明・相談を随時受け付けてしておりますので、ご遠慮なくお問合せください。

個別相談にて事業計画書・収支計算書などの作成をサポートいたします。

[参加申込・お問い合わせ] 豊中商工会議所 (Tel 06-6845-8006)

9. 選考方法

(1) 豊能地域応援ファンド事業選定委員会

選考は、豊能地域応援ファンド事業実行委員会に設置された外部委員等による「豊能地域応援ファンド事業選定委員会」において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション)により行います。

(2) 審査の手順

①書類審査

応募資格及び申請内容に関する書類審査(一次選考)を実施します。

②面接審査(プレゼンテーション)

書類審査を通過した方について、応募いただいた事業計画についてプレゼンテーションを行っていただき、豊能地域応援ファンド事業選定委員によるヒアリングを行います。

面接審査については、平成29年9月5日(火)を予定しています。対象者には、開始時間などについて別途お知らせいたします。

(3) 審査基準

審査は、次の基準に基づき総合的に行います。

- ① 地域性・・・豊能地域の地域資源を活用した商品・サービスを提供する事業であって、豊能地域の価値を高めることにつながる事業であるか。
- ② 共感性・・・商品・サービスに対するこだわり、想い、ストーリー性など、豊能地域の住民や全国各地の方々から共感を得られる事業であるか。
- ③ 挑戦性・・・自社にとってのチャレンジ要素の高い事業であるか。また、投資型クラウドファンディングを前提とする事業の場合、それを活用する目的、資金使途、投資家への特典などの観点から、投資型クラウドファンディングの成立が見込める事業であるか。
- ④ 事業性・・・事業計画に実現可能性があり、人員・設備等の実施体制を含め事業開始に向けた準備が整っている、又は整う見込みである事業であって、投資家に対する分配(元本及び配当)が可能な収益力があり、持続性のある事業であるか。
- ⑤ 関係性・・・投資家との繋がりを大切にし、中長期的に当該事業や豊能地域と投資家との関係を築く事業であるか(応募申請書の「投資型クラウドファンディングを活用する」にチェックを入れた方のみ、この基準も審査対象とします)。

(4) 審査結果

審査の結果については、平成 29 年 9 月中～下旬に書面にて通知いたします。審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 公表

採択された事業については、事業主体名、事業名、事業概要について、公表させていただきます。

(6) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、奨励金支給申請書を提出していただき、奨励金の支給決定を行います。奨励金支給申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

また、投資型クラウドファンディングの活用を前提とする事業で採択された場合は、当実行委員会からの推薦を受けた後、当該事業者と、ファンド組成を行う指定事業者（ミュージックセキュリティーズ株式会社）との間で協議を行い、両者合意の上で小口投資に係る契約等を締結し、ファンド組成・運用に入ることとなります。

10. 採択事業者の義務

- ① 支援事業実施のためにクラウドファンディングを活用して集めた資金を支援事業以外の用途で使用することは認められません。
- ② 支援事業期間中の事業の遂行状況について、毎年報告していただきます。
- ③ 支援事業期間終了後においても、豊能地域応援ファンド事業実行委員会から、各年における支援事業の成果について報告を求めることがあります。
- ④ 小口投資の募集結果が目標とする資金調達金額に達しない場合でも、原則として事業者の責任において事業を実施していただきます。
- ⑤ これらの義務に違反した場合、支給決定を取消し、奨励金相当額の返還を請求します。

11. 協力金融機関について

地域金融機関は地域の中小企業者とのつながりが深く、金融・経営に関する高い専門知識を有していることから、本事業の円滑な実施を図ることを目的に、協力金融機関として豊能地域応援ファンド実行委員会に参画していただいています。

協力金融機関の一覧は次の通りです。

金融機関名	所在地	連絡先
池田泉州銀行 リレーション推進部	大阪市北区茶屋町 18-14	06-6375-3637
北おおさか信用金庫 業務推進部 地域支援室	茨木市西駅前町 9-32	072-621-9367

12. その他の事項

(1) 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により実行委員会及び指定事業者が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用することはありません。

ア 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため。

イ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため。

ウ 応募情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

エ 実行委員会及び実行委員会に所属する各構成団体が実施する支援事業等の情報提供のため。

(2) 企業秘密の保持

本事業では、申請書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密の保持の観点から、採択された事業の実施主体、事業名、事業概要以外の事項について、申請者の承諾なしには申請の内容等の公表は行いません。

(3) 留意事項

ア 提案事業の採択結果については、指定事業者と採択事業者による小口投資の募集及びファンド組成の成功を保証するものではありません。資金調達の目標金額に達しない場合でも原則として自己資金、金融機関からの融資等により事業を実施していただく必要がありますので、ご注意ください。

イ 実行委員会及び実行委員会に所属する各構成団体は、指定事業者と採択事業者による小口投資の募集、ファンド組成やファンド運用結果等について、一切の責任を負いません。また、採択事業者が事業を実施し損失が生じた場合も、同様とします。

ウ 本事業により支援を受けた事業者には、セミナー等で事例発表等をいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。